

金光学園こども園・金光学園乳児保育園における

緊急時(悪天候・地震・火災)の対応について

(1) 台風や集中豪雨等の悪天候の場合

①休園措置【全園児を対象に一律に講じる措置】

「気象警報等発令時における浅口市内保育施設の臨時休園等対応ガイドライン」を踏まえて、以下の場合、全園児を対象として、臨時休園とします。

- ・浅口市に『大雨特別警報』『暴風特別警報』『暴風警報』のいずれかが発令されている場合
- ・浅口市金光町大谷に『警戒レベル4 避難指示』、『警戒レベル5 緊急安全確保』が発令されている場合

【開園時間前（午前7時以前）】

午前6時に措置条件に該当する場合、園のホームページやメール配信により、臨時休園となる可能性が高いことをお知らせしますので、家庭保育のご準備をお願いします。

【開園時間（午前7時）】

午前7時に措置条件に該当する場合、臨時休園とします。園のホームページやメール配信により周知しますので、登園しないでください。登園してきた園児は、園で受け入れず降園していただきます。臨時休園となった場合、同日中は終日休園とします。

【開園時間以降（午前7時以降）】

午前7時以降に措置条件に該当する場合、以後臨時休園とします。園のホームページやメール配信により周知します。登園前の場合は、登園しないでください。登園してきた園児は、園で受け入れず降園していただきます。既に登園している園児は、保護者に連絡し、速やかに降園していただきます。臨時休園となった場合、同日中は終日休園とします。

【その他】

以下の場合、園長の判断により臨時休園することがあります。

- ・園の施設や設備に被害が生じている又はその恐れがある場合
- ・園の周辺地域に災害が発生又はその恐れがあり安全の確保が困難である場合
- ・教職員が災害等により勤務できず、幼児教育・保育の提供に必要な要員が確保できない場合(この場合、1号認定の園児のみ臨時休園とすることがあります。)

(2) 地震が発生した場合

「気象警報等発令時における浅口市内保育施設の臨時休園等対応ガイドライン」を踏まえて、浅口市において震度5弱以上の地震が前日の閉園時間後から当日の午前7時（開園時間）までの間に発生した場合は、施設等の安全確認のため、臨時休園とします。

午前7時（開園時間）後に震度5弱以上の地震が発生した場合は、揺れが収まるのを待ってから、必要に応じて園庭に避難します。以後臨時休園としますので、登園しないでください。登園してきた園児は、園で受け入れず降園していただきます。既に登園している園児は、保護者に連絡し、速やかに降園していただきます。

いずれの場合も、園のホームページやメール配信により周知します。

(3) 火災が発生した場合

火災発生時は、火災の発生場所を特定し、職員で初期消火を行いつつ、安全に園庭等の適切な場所に避難し、消防署等へ通報します。さらに、敷地外への避難が必要な場合は、浅口市指定避難場所の金光教本部に避難します。園のホームページやメール配信により周知し、速やかに降園していただきます。